

原安第 477 号
平成24年2月16日

玄海原発対策住民会議 様
原水爆禁止唐津・東松浦地区協議会 様

佐賀県知事 古川 康

佐賀県知事に対する要求書に対する回答について

2011年12月22日付けで提出のあった要求書について、別紙のとおり回答します。

12月22日付け要求書への回答

[1] 原子力発電からの、全面的で早急な（期限を設定した）撤退を要求します
玄海1～4号機の廃炉を要求します

(答)

今後の我が国のエネルギー政策のあり方、特に原子力政策のあり方については、国のエネルギー・環境会議等において、今年の夏までに一定の方針を示すとされていますが、国が、将来の選択肢と、その判断材料となる情報を整理したうえで国としてのビジョンを提示し、国民的議論を経て合意形成を図るべきだと考えています。

[2] 原発事故にかかわる緊急時対策について、次のことを要求します

(1) 緊急時対策圏は、少なくとも、原発から半径80km以上の地域を想定すること（アメリカの基準を参考にして検討する必要がある）

(答)

国の防災基本計画では、「専門的・技術的事項については、原子力安全委員会が定めた防災指針「原子力施設等の防災対策について」等を十分に尊重するもの」と規定されており、防護措置区域に係る考え方についても防災指針で示されています。

現状では、本県では、今の防災指針に基づき、いわゆるEPZを発電所から10km圏内としています。

昨年11月には、福島における事故を踏まえ、国の原子力安全委員会防災専門部会で新たな防護措置区域の考え方が承認されましたが、防護措置の実施の判断基準等について引き続き検討されているところです。

また、防災指針は、4月から法定化（法律に明確に位置づけられ、それに基づいて地域防災計画を定めるべきことが明記）される予定となっており、「原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の設定に関する事項」などが盛り込まれる予定となっておりますが、現時点では、具体的内容は定かではありません。

防護措置区域は県の地域防災計画で定めますが、その範囲等については、上記のとおり、指針に基づく必要がありますので、法律及び指針の定めるところにより適切に対応いたします。

なお、国が新たな指針を示すまでの間においても、福島の事故を踏まえた対策を早急に講じる必要があるとの観点から、本県では「佐賀県原子力災害暫定行動計画」を策定しています。暫定行動計画では、事故の実例を踏まえ、原子力発電所から30km圏内の住民等について30km圏外に避難先を確保するなどの対策を定めています。

(2) 住民に対する緊急連絡（伝達）の方法の改善を検討すること（防災無線、緊急放送、町内・集落の拡声器による放送設備、サイレンの利用等の検討）

(答)

東日本大震災における事象を踏まえると、原子力災害に限らず、住民への情報伝達手段が課題としてあげられます。

防災行政無線や広報車等による従来からの情報伝達手段のほか、今回の震災で実際に効果を発揮した

ツイッターや、緊急情報を迅速かつ幅広く伝える手段として導入が進んでいる携帯電話のエリアメール等の新たな手段も含め、あらゆる手段で情報伝達を行うことを県の地域防災計画の中にも明示したいと考えています。

また、住民に情報が行き届くよう、実際に避難誘導を行う市町に対して、防災行政無線の未導入市町に改めて整備を呼びかけるなどして、情報伝達体制の強化に取り組んでいます。

(3) モニタリングポストを、多数、広範囲に設置すること。データの有効活用、住民への速報体制を検討すること

(答)

県では、現在、「原子力災害暫定行動計画」に基づき、原子力災害が発生した場合の対策として、県内全域に可搬型モニタリングポストを整備するなど、充実を図っているところです。

(4) ヨウ素剤を、各家庭に配備し、服用についての事前準備を徹底すること。事前講習、母子手帳の活用、異常体質者への対策等を検討し実施すること

(答)

安定ヨウ素剤は、国の「防災指針」に従い、本県では、唐津市本庁及び各支所、玄海町役場、離島診療所、唐津保健福祉事務所に配備してきたところですが、学校などのより身近なところで安定ヨウ素剤を保管することが住民の皆様の安心につながると考えられることから、平成19年度に、県、唐津市、玄海町の三者が配備について協議し、避難時の集合場所に指定されている小中学校などへも更なる分散配備を行ったところです。

なお、現行の「防災指針」において、安定ヨウ素剤は、

- ・誤った服用による副作用を避けること
- ・的確に管理すること
- ・服用の指示を受けて周辺住民等に確実に服用させる必要があること

などから、各家庭に配布することは適当ではないとされています。

一方、国においては、現在、原子力安全委員会の専門部会に被ばく医療分科会が設けられ、福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえた課題の一つとして、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標と予防服用の実施手段について、具体的な検討が行われているところです。

この中で、安定ヨウ素剤の各戸配布、服用指示と服用指導のあり方、副作用発症時の対応などについても検討が進められていることから、県としては、こうした国の動向を注視しながら検討してまいりたいと考えています。

(5) 以上のほか、福島第一原発事故によって現出した緊急時対策にかかわる事項を精査して、検討し対処すること

(答)

県では、東日本大震災を受け、「佐賀県地域防災計画」の修正作業を行うほか、「佐賀県原子力災害暫定行動計画」に定めた原子力防災対策を円滑に実行するため、県内全域において放射線等による環境影

響の状況把握を行うための機材整備、避難対象範囲の広域化に備えた安定ヨウ素剤の追加配備等の対策も講じています。

地域防災計画の修正作業では、現場視察や様々な媒体等からの情報収集を行い、東日本大震災から見えた防災上の課題を整理し、これらの課題について、どういった対策が有効かといった観点から検討を進めてきました。

その結果、原子力防災対策については、「大規模な原子力災害に備えた原子力防災対策の充実・強化」及び「原子力災害と自然災害の複合災害への対応」を佐賀県地域防災計画の見直しの基本的視点に据えて作業を進めており、第一段階目としての見直しを年度内に完了させる予定です。

今後、国において、福島における事故の検証を更に進めながら、防災基本計画（原子力災害関係）の見直し、防災指針の法定化及び具体的な基準等の検討が行われる予定でありますので、それらに基づき、引き続き必要な対策を講じることとしています。

(6) 住民の避難等、住民の安全確保のための緊急時対策に万全の措置が講じられないときは、直ちに原発の運転を中止し、廃炉への措置を要求します

*アメリカに、参考になる良い前例があります

(答)

原子力防災対策については、上記のとおり、その時点で得られた教訓をもとに万全を期しているところであり、今後、国の動きも見ながら、適切に対策を講じていくこととしています。

[3] 「やらせ問題」について、次のことを要求します

(1) 九州電力が設置した「やらせ問題」を調査する第三者委員会の報告書等で問題になった「貴職（佐賀県知事）が関与した問題」について、事実を明らかにすること

例えば、いわゆる『大坪メモ』の内容について、貴職は「自分の真意と異なる」という主旨の発言をしていますが、どこが、どのように「貴職の真意」と異なるのか、よく分かるように説明してください

(答)

国主催の県民説明番組に関するメール問題の発端となったとされる事案に関しては、県として事実確認をしており、県議会における議論や記者会見などの場において明らかにしてきたところです。

いわゆる「大坪メモ」の内容について、私の真意は、経済界などに再起動を求める声があるのであれば、そういったものを出すことも必要ということであって、九州電力に何かを要請したわけではありません。

(2) 「やらせ問題」に、貴職と佐賀県の担当者等が関わったのか、関わっていないのかを明らかにするために、佐賀県として厳正な第三者委員会を設置することを要求します

副知事を長とする調査委員会が、その上司である貴職が関与している疑惑のある問題を調査するなどとは、おかしいことです

貴職が、「やましい事はない」というのであれば、九州電力第三者委員会の報告書が指摘して

いる問題点に反論するために、佐賀県として「厳正な」第三者委員会を設置して、事実を明らかにすべきです

(答)

国主催の県民説明番組に関するメール問題の発端となったとされる事案に関しては、既に県として事実確認をしていることから、改めて調査することは考えていません。

また、2005年12月に県が主催したプルサーマル公開討論会に関しては、9月30日の九州電力第三者委員会の最終報告の中で、県の関与に関する記述があったことや資料が出されたことについて、県として、事実関係の調査を行いました。

今回の牟田副知事による調査については、保存されている資料の調査に加え、県職員だけではなく、九州電力の関係者への聞き取りも行うなど、徹底的に行われたものと考えています。

調査の結果、必要な事実関係や、その背景となる事柄については明らかにされたものと考えており、今後、第三者にお願いをして、さらなる事実関係の調査をしなければならないとは考えていません。

- (3) 私たちは、これまで報道されたことに基づいて、貴職が「やらせ」に関わって「プルサーマルの実施」に事前了解を行ない、玄海2・3号機の運転再開の推進を画策したことは、「民意の捏造」という、県政にとっての重大な背信行為であると判断し、貴職に対して辞職を要求したのです。辞職しないのであれば、一連の報道内容の真偽を明らかにしてください

(答)

国主催の県民説明番組に関するメール問題の発端となったとされる事案及び2005年12月に県が主催したプルサーマル公開討論会については、県として事実確認したことを、これまで、県議会における議論や記者会見などの場において明らかにしてきたところです。

[4] 九州電力の、最近の、次の原発運転の出来事について

- (1) 今年(2011年)10月4日の、玄海4号機の原子炉自動停止の原因と、運転再開の経緯

(答)

10月4日の玄海4号機の原子炉自動停止は、誤った作業手順書に基づく部品交換作業が行われたことを原因とする「復水器真空異常低」信号により蒸気タービンが自動停止し、これに伴い原子炉も自動停止したものです。

玄海4号機の通常運転復帰に際しては、国において、九州電力から提出された原因と再発防止対策の妥当性について確認されています。

県としては、平成23年11月1日に、九州電力に対して、4号機の再発防止対策について万全を期すことを申し入れたところです。

- (2) 同12月9日の、玄海3号機の「運転中のC充てんポンプ軸受温度高の警報」発信、同12月16日、当該ポンプ主軸折損の確認と、12月9日にポンプシール部から漏水が発生していたことを公表した、一連の経緯(九州電力佐賀支社の文書の「枠内」には、「シールの損傷」と記載しただけで、水漏れが発生したことは枠外の「なお」書きに記載している。漏れた水が一次冷却水であり、放

射能に汚染されていることについては触れていない)

これらのことについて、九州電力から、佐賀県、玄海町への連絡、県民への公表（プレス発表）について、佐賀県として、どのようにとらえ、九州電力に対してどのように対処したか、詳しく説明してください

（答）

平成 23 年 12 月 9 日、玄海原子力発電所 3 号機充てんポンプを点検するという連絡を受けた際、一次冷却水の漏えいについて情報提供がなされなかったことは、甚だ遺憾であり、県民目線に立った情報公開の徹底が大切だと考えています。

このため、県としては、平成 23 年 12 月 16 日に、九州電力に対し、原子力発電所の安全確保及び情報公開の徹底について強く申し入れたところです。